

障害福祉サービス等の利用手続きの手順

①相談・申請

まずは市役所や相談支援事業者にご相談してください。分からないことなどは説明してもらえますので気軽に相談してください。利用したいサービスが決まったら市役所にサービス利用の申請をしてください。相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできます。



②調査

サービス利用の申請をすると、調査員が障害の状態などについての聞き取りの面接に訪問します。

③審査・認定

調査の結果をもとに、審査会での総合的な判定を踏まえてサービス利用に必要な「障害支援区分」が決定されます。
※訓練等給付事業や地域生活支援事業の利用には「障害支援区分」の判定は行われません。

④サービス等利用計画案の作成・支給決定

改めて、相談支援事業者と希望するサービスや生活について面接を行い、「サービス等利用計画案」を市役所に提出します。「サービス等利用計画案」の内容を踏まえてサービス利用の支給決定が行われ、「受給者証」が交付されます。

⑤サービス提供事業者との契約

サービス利用の決定（受給者証交付）がされたら、利用するサービス提供事業者と契約を結んでください。



⑥サービス利用開始

契約を結んだサービス提供事業者でのサービス利用が始まります。「受給者証」はサービス利用についての情報が記載されています。大切に保管してください。

⑦モニタリング

サービスの利用が始まってからも、相談支援事業者が定期的にサービス利用状況の確認をしていきます。必要な時にはサービス等利用計画の変更もしていきますので、御相談ください。